

## ～暴力団から不当な要求にあった場合～

### ◆ 「暴力団対策法」の目的

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる「暴力団対策法」は、それまで対処が困難であった暴力団員の活動に対する取締りを効果的に推進し、暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止し、暴力団員の活動による被害の予防等を目的とする民間の公益的団体の活動を促進する等を目的として、平成3年に制定、平成4年に施行されました。

### ◆ 「暴力団対策法」で禁止されている行為

「暴力団対策法」では、指定暴力団員が、その所属する団体の威力を示して行う一定の不当要求行為を禁止しており、不当要求行為を行った場合は、公安委員会等により、中止命令等を発出することとされています。

不当要求行為については、平成24年に改正された「暴力団対策法」において、6項目が追加され、27の要求行為が禁止されています。

## <禁止されている27の要求行為>

### 1 口止め料を要求する行為

人に対して、企業や団体の不正な経営内容や異性問題のスキャンダル等、人に知られていない事実の宣伝又は公表にかこつけて、口止め料として金品等を要求する行為



### 2 寄附金や賛助金等を要求する行為

人に対して、寄附金・賛助金、その他名目のいかんを問わず、みだりに金品等の贈与を要求する行為



### 3 下請参入等を要求する行為

建設工事等の請負業務の発（受）注者に対して、その発（受）注者が拒絶しているにもかかわらず、下請参入、資材の納入等の受入れを要求する行為



### 4 みかじめ料を要求する行為

縄張内で営業を営む者に対して、あいさつ料・みかじめ料等名目のいかんを問わず金品を要求する行為



### 5 用心棒料等を要求する行為

縄張内で営業を営む者に対して、日常業務用の物品購入、興行の入場券・パーティ券等の購入、用心棒料等を要求する行為



### 6 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為

金銭を目的とする消費貸借上の債務で、利息制限法に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴うものについて、債務者に対し、履行を要求する行為



### 7 不当な方法で債権を取り立てる行為

人から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、債務者に対して、乱暴な言動を交えたり、迷惑を覚えさせるような方法で訪問したり、電話をかけるなどして債権を不当に取り立てる行為



### 8 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為

人に対して、金銭を目的とする消費貸借上の債務や家賃、購入した物品の代金等の全部又は一部の免除や履行の猶予をみだりに要求する行為



## 9 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為

金銭貸付業者以外の者に対して、みだりに金銭の貸付け、手形割引等を要求し、又は金銭貸付業者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、貸付け、手形割引等を要求する行為



## 10 不当な金融商品取引を要求する行為

金融商品取引業者その他の金融商品取引業務を営む者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、金融商品取引を行うこと、又は金融商品取引業者に対して著しく有利な条件により有価証券の信用取引を行うことを要求する行為



## 11 不当な株式の買取り等を要求する行為

株式会社に対して、みだりに自己株式の買取り又はそのあっせんを要求したり、株式会社の取締役、執行役、監査役、株主に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、買取り、あっせんを要求する行為



## 12 不当に預金・貯金の受入を要求する行為

銀行等に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、預金・貯金の受入れを要求する行為



## 13 不当な地上げをする行為

正当に使用する権利に基づいて、建物やその敷地を使用している者に対し、その意思に反して明渡しを要求する行為



## 14 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為

土地、建物を占拠したり、自己の氏名を表示したり（支配の誇示）して、所有権者、担保権者等が拒絶しているにもかかわらず、支配の誇示をやめることの見返りとして明渡し料等を要求する行為



## 15 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為

宅建業者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、宅地等の売買・交換をすること、又は売買・交換・貸借の代理・媒介を要求する行為



## 16 宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為

宅建業者以外の者に対して、宅地等の売買・交換をすること、又は人に対して宅地等の貸借をすることをみだりに要求する行為



## 17 建設業者に対し、不当に建設工事を行うことを要求する行為

建設業者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事を行うことを要求する行為



## 18 不当に集会施設等を利用させることを要求する行為

暴力団の示威行事の用に供されるおそれがある大きい集会施設等の管理者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、その施設を利用させることを要求する行為



## 19 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為

人から依頼を受け、報酬を得て、又は報酬を得る約束をして交通事故等の示談交渉を行い、損害賠償として金品等を要求する行為



## 20 因縁を付けての金品等を要求する行為

人に対して、買った商品、受けたサービスの欠陥等を口実に損害賠償等の名目で、あるいは有価証券の売買で損害を被ったと因縁を付けて損失補てんを要求する行為



## 21 許認可等をすることを要求する行為

行政庁に対して、許認可等の要件に該当しないのに許認可等をするよう要求したり、不利益処分の要件に該当するのに不利益処分をしないよう要求する行為



## 22 許認可等をしないことを要求する行為

行政庁に対して、許認可等の要件に該当するのに許認可等をしないよう要求したり、不利益処分の要件に該当しないのに不利益処分をするよう要求する行為



## 23 売買等の契約に係る入札に参加させることを要求する行為

国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に関して参加資格がない者や指名基準に適合しない者を入札に参加させるよう要求する行為



## 24 売買等の契約に係る入札に参加させないことを要求する行為

国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に関して参加資格がある者や指名基準に適合する者を入札に参加させないよう要求する行為



## 25 人に対し、売買等の契約の入札に一定の価格その他の条件で申込等を要求する行為

人に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に参加しないこと又は一定の価格その他の条件で入札の申込みをすることをみだりに要求する行為



## 26 売買等の契約の相手方としないこと等を要求する行為

国・地方公共団体等に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、自己や自己の関係者を国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の相手方とすること、又は特定の者を契約の相手方としないことをみだりに要求する行為



# 27

## 売買等の契約の相手に対する指導等を要求する行為

国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の相手方に、下請等の発注や資材・物品を納入させるよう指導・助言することなどをみだりに要求する行為



### ◆ 暴力団への対応要領

#### 1 来訪者のチェックと連絡

受付係員又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と要件及び人数を把握して、対応責任者に報告し、応接室等に案内します。



#### 2 相手の確認と要件の確認

落ち着いた、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、要件の確認をします。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。



#### 3 応対場所の選定

素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所（自社の応接室）等の管理権の及ぶ場所で応対します。暴力団等の指定する場所や、組事務所には出向かないこと。やむをえず出向かざるを得ない時は、警察に事前・事後に連絡を。



#### 4 対応の人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておきます。



#### 5 対応時間

可能な限り短く。最初の段階で「何時までならお話を伺います」等告げて対応時間を明確に示すこと。対応時間を過ぎて退去しない場合は、不退去罪での被害届を出す旨を告げ、警察に連絡を。



#### 6 言動に注意

暴力団員は、巧みに論争に持ち込み、対応者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」等は禁物です。



#### 7 書類の作成・署名・押印

暴力団は「一筆書けば許してやる」等と詫び状や念書等を書かせたがりますが、後日、金品要求の材料などに悪用します。又、暴力団員等が社会運動に名を借りて、署名を集めることがありますので署名や押印は禁物です。



#### 8 トップに対応させない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が対応すると、即答を迫られますし、次回以降からの交渉で「前は社長が会った。お前では駄目だ。社長を出せ、社長が会わない理由を言え」等と食ってかかられます。



### 9 即答や約束はしない

暴力団員の対応は、組織的に実施することが大切です。

相手の要求に即答や約束はしないことです。暴力団員は、企業の方針の固まらない間が勝負の分かれ目と考えて、執拗に、その場で回答を求めます。



### 10 湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団員が居座り続けることを容認したことになりかねません。また、湯飲み茶碗等を投げつける等、脅しの道具に使用されることがあります。歓迎するお客さんではありませんので、接待は不要です。



### 11 対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をして下さい。



### 12 機を失せず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するためです。

平素の警察、暴追センターとの連携が早期解決につながります。

